|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| １　訪問介護員等の員数　(1)サービス提供責任者　　(2)管理者２　管理者及びサービス提供責任者の責務　３　共生型訪問介護の基準４　勤務体制の確保等 | 指定訪問介護従業者の員数は，常勤換算方法で2.5以上となっているか。サービス提供責任者は常勤の訪問介護員等のうち，利用者（第１号訪問事業の利用者を含む。）の数（※）が40又はその端数を増すごとに１人以上の者をサービス提供責任者としているか。この場合において，当該サービス提供責任者の員数については，利用者の数に応じて常勤換算方法によることができる。また，常勤のサービス提供責任者を３人以上配置し，かつ，サービス提供責任者の業務に主として従事する者を１人以上配置している指定訪問介護事業所において，サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては，当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は，利用者の数が５０又はその端数を増すごとに１人以上とすることができる。（※）　前３月の平均値とする。ただし，新規に指定を受ける場合は，推定数による。サービス提供責任者は介護福祉士その他市長が定める者（※）であって，専ら指定訪問介護の職務に従事する者をもって充てているか。　ただし，利用者に対する指定訪問介護の提供に支障がない場合は，同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所に従事することができる。（※）サービス提供責任者になれる資格要件①介護福祉士②社会福祉士及び介護福祉法第４０条第２項第二号の指定を受けた学校又は養成施設において１月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者③介護職員初任者研修課程修了者のうち，介護職員基礎研修課程又は１級課程を修了した者④看護師又は准看護師⑤居宅介護に係る指定障害福祉サービスを提供する事業所におけるサービス提供責任者（共生型訪問介護の提供に当たるものに限る）管理者は常勤専従職員を配置しているか。　ただし，管理上支障がない場合は，当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し，又は他の事業所，施設等の職務に従事することができる。事業所の従業者及び業務の管理は，管理者により一元的に行われているか。指定訪問介護事業所の管理者は，当該訪問介護事業所の訪問介護員等に，「平24条例46第２章訪問介護」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。サービス提供責任者は次の業務を適切に行っているか。①利用申込に係る調整②利用者の状態の変化やサービスに関する意向の定　期的把握②の2 居宅介護支援事業者等に対し，指定訪問介護の提供に当たり把握した利用者の服薬状況，口腔くう機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供③サービス担当者会議の出席等による居宅介護支援事業者等との連携④訪問介護員等に対する具体的な援助目標及び援助内容の指示，利用者の状況についての情報伝達⑤訪問介護員等の業務実施状況の把握⑥訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理の実施⑦訪問介護員等に対する研修・技術指導の実施⑧その他サービス内容の管理について必要な業務の実施指定居宅介護事業所（指定障害福祉サービス等基準条例第六条第一項に規定する指定居宅介護事業所をいう）又は重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所（以下この号において「指定居宅介護事業所等」という）の従業者の員数が、当該指定居宅介護事業所等が提供する指定居宅介護（指定障害福祉サービス等基準条例第五条第一項に規定する指定居宅介護をいう）又は重度訪問介護（以下この号において「指定居宅介護等」という）の利用者の数を指定居宅介護等の利用者及び共生型訪問介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定居宅介護事業所等として必要とされる数以上であるか共生型訪問介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定訪問介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けているか指定訪問介護事業所ごとに，訪問介護員等の勤務の体制を定めているか。具体的には，原則として月ごとの勤務表を作成し，訪問介護員等の日々の勤務時間，職務の内容，常勤・非常勤の別，管理者との兼務関係，サービス提供責任者である旨等を明確にすること。指定訪問介護事業者は，指定訪問介護事業所ごとに，当該訪問介護事業所の訪問介護員等（※）によって指定訪問介護を提供しているか。（※）指定訪問介護事業所の訪問介護員等雇用契約，労働者派遣契約その他の契約により，当該事業所の指揮命令下にある訪問介護員等であること。なお，社会福祉士及び介護福祉士法の規定に基づき，同法施行規則第１条各号に規定する口腔内の喀痰吸引その他の行為を業として行う訪問介護員等については，労働者派遣法に基づく派遣労働者であってはならない。訪問介護員等の資質の向上のために，研修の機会を確保しているか。　指定訪問介護事業者は，適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から，職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。 | 平24条例46事業所名【　　　　　　　　　　　　　】第６条第１項平24条例46第６条第２項，第３項及び第５項平24条例46第６条第４項平24告示118平24条例46第７条平24条例46第29条第１項平24条例46第29条第２項平24条例46第29条第３項平24条例46第42条の2平24条例46第32条第１項平11老企25第三の一の３（21）①平24条例46第32条第２項平11老企25　第三の一の３（21）②平24条例46第32条第３項平24条例46第32条第４項 | ※職員履歴書※登録証（写）※資格を確認する書類※職員勤務表※常勤・非常勤職員の員数がわかる職員名簿※利用者数がわかる書類※職員勤務表※常勤，非常勤職員の員数がわかる職員名簿※資格を確認する書類※職員履歴書※職員勤務表※組織図，組織規程※業務分担表※業務報告書※業務日誌　等※就業規則※運営規程※雇用契約書※職員勤務表※職員勤務表※雇用契約書※研修受講修了　　証明書※研修計画※研修会資料 | 適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否適・否 |

※平24条例46：「福山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年条例第46号)

※平11老企25：「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）

※平24告示118：「厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者」（平成24年厚生労働省告示第118号）